

○ 金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第四百十三号）

改正案	現行
<p>第四条 存続金融機関又は新設金融機関が銀行である場合には、前条に規定する場合を除き、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 存続金融機関又は新設金融機関が合併に際して発行する新株の総数、種類及び数並びに消滅金融機関の株主、会員又は組合員に対する新株の割当てに関する事項</p> <p>四〇七（略）</p> <p>八 合併に際してする新株の発行に代えて、その所有する自己の株式を消滅金融機関の会員又は組合員に移転するときは、移転すべき株式の総数、種類及び数</p> <p>（合併の登記申請書の添付書類）</p> <p>第九条 法第十五条第一項に規定する合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一〇四（略）</p>	<p>第四条 存続金融機関又は新設金融機関が銀行である場合には、前条に規定する場合を除き、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 存続金融機関又は新設金融機関が合併に際して発行する新株の総数、額面無額面の別、種類及び数並びに消滅金融機関の株主、会員又は組合員に対する新株の割当てに関する事項</p> <p>四〇七（略）</p> <p>八 合併に際してする新株の発行に代えて、その所有する自己の株式で商法第二百十一条（自己株式の処分）の規定により相当の時期に処分することを要するものを消滅金融機関の会員又は組合員に移転するときは、移転すべき株式の総数、額面無額面の別、種類及び数</p> <p>（合併の登記申請書の添付書類）</p> <p>第九条 法第十五条第一項に規定する合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一〇四（略）</p>

五 合併により株式の併合又は分割をしたときは、法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第二百十五條第一項（株式併合の手續）又は同法第二百十九條第一項（株式分割の手續）の規定による公告をしたことを証する書面

六（略）

七 存続金融機関が銀行である場合には、次のイからニまでに掲げる書類

イ（略）

ロ 合併により資本を増加するときは、法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十三條ノ二第一項（資本の限度額）に規定する限度額を証する書面

ハ・ニ（略）

八（略）

2 法第十五條第一項に規定する合併による設立の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〜三（略）

四 新設金融機関が銀行である場合には、次のイからホまでに掲げる書類

イ・ロ（略）

ハ 法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十三條ノ二第二項（資本の限度額）に規定する額を証する書面

五 合併により株式の併合又は分割をしたときは、法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第二百十五條第一項（株式併合の手續）（商法第二百二十條において準用する場合を含む。）の規定による公告をしたことを証する書面

六（略）

七 存続金融機関が銀行である場合には、次のイからニまでに掲げる書類

イ（略）

ロ 合併により資本を増加するときは、法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十三條ノ二第一項前段（資本の限度額）に規定する限度額を証する書面

ハ・ニ（略）

八（略）

2 法第十五條第一項に規定する合併による設立の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〜三（略）

四 新設金融機関が銀行である場合には、次のイからホまでに掲げる書類

イ・ロ（略）

ハ 法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十三條ノ二第二項前段（資本の限度額）に規定する額を証する書面

<p>二・ホ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第十三条 協同組織金融機関が普通銀行に転換を行う場合には、転換計画書に次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 転換後の金融機関が発行する株式の総数</p> <p>四 転換後の金融機関が転換に際して発行する株式の総数、種類及び数並びに転換前の金融機関の会員又は組合員に対する株式の割当てに関する事項</p> <p>五〇七 (略)</p>	<p>二・ホ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第十三条 協同組織金融機関が普通銀行に転換を行う場合には、転換計画書に次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 転換後の金融機関が発行する株式の総数及び額面株式を発行するとき、一株の金額</p> <p>四 転換後の金融機関が転換に際して発行する株式の総数、額面無額面の別、種類及び数並びに転換前の金融機関の会員又は組合員に対する株式の割当てに関する事項</p> <p>五〇七 (略)</p>
--	---